

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界2023年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-1（エチオピア、タンザニア、ルワンダ、エスワティニ）（QCBS）

調達管理番号：23a00113

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

本紙別添【事後評価業務における排除者条項】について、2023年度版として更新していただきますので必ず確認願います。

2023年7月12日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年7月12日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界2023年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-1（エチオピア、タンザニア、ルワンダ、エスワティニ）（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年9月～2024年11月

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Isato.Maiko@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

- (2) 事業実施担当部
評価部 事業評価第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 7月 18日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 7月 26日 12時
3	質問への回答 7月19日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 7月 24日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2023年 7月 31日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年8月4日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 8月 18日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日 (順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先: https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月から申込方法が変わりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本項目については、2023年度版の別添「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書 (含む内訳書) にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ) は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4 (3) 別見積について」のうち、1) ~ 4) の経費と5) ~ 6) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるよ

うにしてください（ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

([URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html](https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html))

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点
*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

【事後評価業務における排除者条項（2023年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません²。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容（TOR から生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、IBOECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の**防止策**を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。**なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。**

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の**防止策**について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、7月28日（金）12時まで

² 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください。

に、評価部事業評価第一課宛 (evtel@jica.go.jp) に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係 (*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、 情報共有を遮断する体制を確保する。
②、③、④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例) J/Vの一員（A社）がX事業で、案件準備の業務受託をした。5人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X事業の事後評価は業務主任者・担当者ともにJVを構成するB社が担う。 <u>その際、A社とB社で情報共有を遮断する体制を確保する。</u>

(*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の**防止策**は具体的に体制、情報の授受・**遮断**の方法等について計画し、JICA に提示願います。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「全世界 2023 年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-1（エチオピア、タンザニア、ルワンダ、エスワティニ）（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景・経緯

当機構は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

- (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および相手国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
- (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、相手国政府及び当機構による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 業務の目的と範囲

本業務は、2022年度外部事後評価として、DAC評価6基準による評価を行うものである。本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

	国名	スキーム	案件名
1	エチオピア	技術協力	品質・生産性向上(カイゼン)普及能力開発プロジェクト、品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト（一体評価）
2	タンザニア	技術協力	県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト、県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ2（一体評価）
3	ルワンダ	円借款	農業変革を通じた栄養改善のための分野別政策借款

4	エスワティニ	無償	包摂的な教育の推進のための中等学校建設計画
---	--------	----	-----------------------

※ノンスコア（主体的振り返りの詳細分析）を含む案件：No.1（エチオピア）

※「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件：No.1（エチオピア）

第4条 業務の実施方針及び留意事項

（1）調査・分析の実施基準

事後評価に当たっては、機構が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）³及び以下の資料に準拠すること。本調査により収集・確認されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行うこと。

- 外部事後評価レファレンス（2023年度版）⁴
- 外部事後評価における調査手法のレファレンス
- JICA 事業評価ガイドライン（第2版）⁵
- JICA 事業評価ハンドブック（Ver.2.0）⁶
- 紛争影響国・地域の事業評価の手引き（JICA 内部資料）（2022年版）

（2）安全配慮と現地調査範囲

業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。案件ごとの具体的な対応は以下のとおり⁷。

1) エチオピア：品質・生産性向上(カイゼン)普及能力開発プロジェクト／品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト（一体評価）

- ・ 本事業は2つのプロジェクトを一体評価するものである。一体評価を行うにあたり、インプット—アウトプット—アウトカムを図示化し、案件間の関係を可能な限り構造化すること。
- ・ 本事業は、事業実施後に情勢の変化により大きな影響を受けていると考えられるため、「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」（2022年度版）を参照し、DAC評価6項目に基づき評価判断を行うこと。
- ・ 原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行うが、全サイトの現状を把握することは困難であるため、代表的なサイトを選定した上で評価判断を行う。具体的には、業務従事者は現地調査補助員とともに、代表的なサイト

³ 評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について提案すること。

⁴ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> よりダウンロード可

⁵ 同上

⁶ 同上

⁷ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

であるアジスアベバ市及びその近郊、アムハラ州バハルダール市、オロミア州アダマ市の現状について、工業省（アジスアベバ市）、エチオピア・カイゼン機構（アジスアベバ市）、地方カイゼン機構（アジスアベバ市）、当該州におけるカイゼン普及担当部局（アムハラ州バハルダール市）、カイゼンに関する啓発活動を受けた企業・機関（オロミア州アダマ市）へヒアリングを行い情報収集する。その他の、地方カイゼン機構（3機構：ディレダワ市、オロミア州、ハラル州）、当該州におけるカイゼン普及担当部局（2局：南部諸民族州、ベニシャングル・グムズ州）、及びエチオピア・カイゼン機構よりカイゼンに関する啓発活動を受けた地方政府や地方セクター局（公務員局を含む）の関係者（対象4州：ティグレ州、ガンベラ州、ソマリ州、アファール州）については、治安状況やアクセスの困難さ等を鑑み、質問票の他に電話インタビューやオンライン等の手段を講じ情報収集のうえ評価分析を行う。

- ・ 本事業は、エチオピア・カイゼン機構の組織・制度構築から、そのマネジメント能力の強化及び質を伴った高度なカイゼン・サービスの提供により、民間及び公的セクターでカイゼン活動を実践できる産業人材の育成を図り、持続的にカイゼンを普及させる仕組みを構築することを目的としているため、持続性に関してはこれらの仕組みの整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。
- ・ 本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等についての視点で見ると、「品質・生産性向上(カイゼン)普及能力開発プロジェクト」の事前評価表では、②について、プロジェクト研究「産業政策対話」及び開発計画調査型技術協力「品質・生産性向上計画調査」との連携が想定されており、③について、世界銀行がGRIPSに委託して実施した「金属加工零細小企業に対する経営技術向上に向けたカイゼン指導及びそのインパクト評価調査」及びドイツ政府が実施した「Engineering Capacity Building Program内の民間セクター開発支援」との連携が想定されていた。「品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト」の事前評価表では、②について、タンザニア「品質・生産性向上（カイゼン）による製造業企業強化プロジェクト」・ザンビア「品質・生産性向上（カイゼン）展開プロジェクト」との連携、③について、UNDPが実施した「起業開発プログラム」との連携が想定されていた。上記の②～③について、実際に連携/調整や具体的な成果の発現状況を確認する。
- ・ 本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載されている指標の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、それが、品質・生産性向上（カイゼン）を実施する民間企業の増加と、エチオピアの優先産業における品質・生産性の向上と産業競争力の強化に貢献しているかを確認する。
- ・ 過去の類似案件の教訓から、「品質・生産性向上(カイゼン)普及能力開発プロジェクト」の事前評価表には、「企業経営者によるカイゼンに係る理解と意識の高さが、活動の成果に大きく影響することから、本案件の企業選定にあたっては、その点に十分な配慮を払う」点や、「工業省内/傘下の各産業分

野の技術向上を役割とする局及び機関と連携し、必要に応じて要素技術の向上を要するような内容についての助言を得る」点が明記されている。「品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト」の事前評価表には、「コンサルタントの離職が発生しないよう、高等教育機関との連携による修士号取得等も含めたインセンティブの付与を実施する」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

- ・ なお、本事業の最終受益者として広くエチオピア・カイゼン機構所属コンサルタントのサービス提供を受ける企業、機関が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添7）も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平な裨益が発現されたか、既存資料および実施機関へのヒアリングから確認できる範囲で検討すること。

2) タンザニア：県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト／県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ2（一体評価）

- ・ 本件は2つのプロジェクトを一体評価するものである。一体評価を行うにあたり、インプット→アウトプット→アウトカムを図示化し、案件間の関係を可能な限り構造化すること。
- ・ 原則、農業省及び国家灌漑委員会（NIRC）を訪問し、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・ 対象地域は全国25州にある灌漑ゾーンで、そのなかに実証地区と普及地区があり、合計すると100近いサイトになる⁸。そのうち3州（MWANZA、KILIMANJARO、DODOMA）において、各州1件以上（合計3件以上）の県政府事務所（MWANZAは2、KILIMANJAROは5、DODOMAは2か所の事務所がある）と、各州政府事務所（県政府事務所を管理、既存の実証地区または普及地区のうち少なくとも各州2箇所以上を業務従事者が現地調査補助員とともに踏査し、灌漑技術者及び灌漑組合メンバー（IO）等から情報を収集する。
- ・ 本事業は、灌漑技術者向けの包括灌漑事業ガイドライン（CGL）や関連マニュアルを改良することにより、CGLに基づく灌漑開発事業の改善・推進に向けての仕組みを構築することを目的にしているため、持続性に関してはこれらの仕組みの整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。
- ・ 本事業の整合性については、①日本政府・JICA開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等についての視点でみる。事前評価表では、②については「コメ生産能力強化プログラム」の中に本事業も組み込まれ、同時期に実施された技プロ「コメ振興支援計画プロジェクト」の連携が想定されていた。③については「農業セクター開発プログラム（ASDP）」バスケットファンドにJICA以外にも世銀、国際農業開発基金（IFAD）等の様々なドナーが資金を拠出し、灌漑開発等の支援を行った。上記の②～

⁸ 実証地区と普及地区の名称については、調査開始後に提供する。

③について、実際の連携/調整や具体的な成果の発現状況を確認する。

- ・ 本事業の有効性・インパクトについては、農業省、国家灌漑委員会（NIRC）及び各州・県政府事務所を通して、事前評価表に記載があるように包括的灌漑ガイドラインに沿って完工した灌漑スキームの面積や、ガイドラインに沿って維持管理された灌漑スキームの割合など、事業実施前と後の状況の確認を行う。
- ・ 過去のタンザニアにおける類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「タンザニア側の予算計画にプロジェクト予算が反映されるよう働きかける」点や「インフラに対する支援と併せて栽培技術普及に係る支援も実施することが効果的である」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・ なお、本事業の最終受益者としてタンザニア全国の灌漑ゾーンの農民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添7）も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平な裨益が発現されたか、既存資料および実施機関へのヒアリング、定性調査から確認できる範囲で検討すること。

3) ルワンダ：農業変革を通じた栄養改善のための分野別政策借款

- ・ 本事業は、ルワンダ政府が掲げるStunting（発達障害）率の削減目標達成のため、第1～第3トランシェに分けて政策アクションを設定し、そのアクションの達成状況の評価し、財政支援を行うものである。

<政策アクションが対象とする政策分野>

1. 食料・栄養の安全保障の強化

農業における栄養主流化、食料の供給、食料のアクセス、食料の適切な摂取、食料供給の安定

2. 栄養に係るマルチセクターアプローチの強化

中央政府によるEarly Child Development戦略などの計画面、中央・群・村レベルによる研修・ガイドライン作成など実施面、中央・群・村レベルによるシステム・体制構築などモニタリング・評価面

- ・ 業務従事者は現地調査補助員とともに、首都キガリにある実施機関のジェンダー家族促進庁、保健省、またルワンダ南部の HUYE に本部を置く実施機関の農業・畜産資源省（Ministry of Agriculture and Animal Resources : MINAGRI）傘下のルワンダ農業庁（Rwanda Agriculture and Animal Resources Development Board : RAB）の担当者にヒアリングを行い、事業完了後の政策アクションの継続状況を確認する。
- ・ 上記の調査は、質問票回収及びメール・電話・オンライン等での補足、現地調査補助員による情報収集を主とし、業務従事者の現地渡航は2回とする。
- ・ なお、主要対象郡12郡のうち、以下の4つのエリアから各1郡ずつ、計4郡について現地調査補助員が訪問し、農業普及関係者、各村に配置されたコミュニティヘルスワーカー（以下、CHW）にヒアリングを行う。（エリア区分）

東エリア：NGOMA

西エリア：RUTSIRO、NGORORERO、NYAMASHEKEのうち1郡

南エリア：GISAGARA

北エリア：GAKENKE、GICUMBIのうち1郡

- ・なお、本事業はプログラム型借款であることから、以下の基本方針により評価する。

【基本方針】

1) 評価項目

プロジェクト型借款と同様、評価6基準の枠組みを基本に以下の整理を行うが、分析対象は「妥当性」、「整合性」、「有効性」、「インパクト」とする。可能であれば「持続性」「JICAの付加価値」も分析対象とする。「効率性」は分析・評価しない。

2) レーティング

- ・サブ・レーティングは、「妥当性・整合性」、「有効性・インパクト」のみ付与する。総合レーティングは、評価項目が既存のレーティングフローチャートに馴染まないため付与しない。

- ・「妥当性」では、a)開発政策との整合性、b)ニーズとの整合性(資金ニーズと開発ニーズ)、c)事業計画・アプローチ等の適切さについて分析する。c)事業計画・アプローチ等の適切さにおいては、政策マトリックスの論理的経路(causal chain)の整理とその適切性の分析を行う。
- ・「整合性」では、a)日本の援助政策との整合性、b)日本、JICAや他機関の他事業との整合性を分析する。本事業の整合性については①日本政府・JICA開発協力方針との整合性②JICA内の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③JICA外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等について、事前評価表では、②について技術協力プロジェクト「小規模農家市場志向型農業プロジェクト」、技術協力プロジェクト「灌漑水管理能力向上プロジェクト」の連携、③については、世界銀行が実施する「The Stunting Prevention and Reduction Project」と活動群が一部重なることから共同モニタリングの実施が想定されていた。これについて、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを確認する。
- ・「有効性」では、政策アクション(Prior Actions/Triggers)の実行状況、アウトカム指標の達成度を分析する。その他該当すれば、以下の3点も加味する。
 - ① 事前に構築されている政策改革がアウトカム・インパクトに至る論理的経路を妥当性で分析した時、ロジック破綻があれば、アウトカム・インパクトの指標や目標値・目標年)を再設定する。
 - ② 可能な限り、関連する資金協力や技術協力事業が対象の改革目標に与えた効果を分析しつつ、その改革目標の達成度を評価する。
 - ③ 本借款は当該国の財政の安定化をインパクトとしているため、事業の資金効果(flow of funds effects)を分析の視点に含める。
- ・「インパクト」は、インプット(改革アクション)から生まれる間接的ないし中長期的なアウトカムを指し、これを把握・分析する。
- ・可能な場合、「持続性」にて事業効果の持続性の見込み(維持されないリスク)について把握・分析を実施する。
- ・「適用・貢献」「付加価値・創造価値」の項目では政策対話を通じたJICAの付加価値/役割・貢献(JICA専門家等のインプットなど、JICAの独自の強みをいかしたア

クシヨンの形成、投入タイミングの妥当性(改革を後押しする観点から、本事業がJICAの他スキームとの連携計画に基づく投入であったか)について分析する。

- ・ 本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載の運用・効果指標について、Stunting 率が特に深刻な農業関連活動の主要対象郡 12 郡における事業開始前と事業完了以降の実績値を確認する。ただしアウトカムの定量的効果の運用・効果指標は、ルワンダ政府による Democratic Health Survey (2015 年実施) を基に設定されており⁹、最新値は 2020 年度実施調査によるものである。従って事業完了 2 年後に該当する 2023 年時点のデータが入手できない可能性が高いため、本事後評価にあたって、アウトカムの定量的効果の運用・効果指標の代替指標をプロポーザルにて提案すること¹⁰。定性的効果は、事業事前評価表に記載の通り、村レベルでの CHW の活動の質の向上、農業普及関係者の栄養関連の知識の向上、地域住民の所得や生活水準の向上、経済の安定及び社会開発の促進について確認する。
- ・ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されている。
- ・ 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「専門家派遣等による技術支援など他事業との協力、モニタリング体制の構築」について明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・ なお、本事業の最終受益者として広くルワンダ全土の住民が想定されるが、その中でも特に貧困層と妊産婦については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス(別添7)も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平な裨益が発現されたか、既存資料および実施機関へのヒアリングから確認できる範囲で検討すること。

4) エスワティニ：包摂的な教育の推進のための中等学校建設計画

- ・ 原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・ 業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト(マンジニ県ボヤネ、シセルウェニ県エキニスウェニ、ホホ県エンリティウェニ、ルボンボ県ガムラ)及び教育・訓練省へ踏査、ヒアリングを行い、情報収集すること。
- ・ 本事業で整備した教育施設について、その整備や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を確認する。
- ・ 本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等について、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを確認する。
- ・ 本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある定量的効果について、①障害に配慮した基礎的環境を備え、使用されている教室数②障害に配慮した教育環境における就学生徒数について確認する。定性的効

⁹ 審査調書に記載あり。

¹⁰ 代替指標をプロポーザルで提案すること。なお、契約締結後、評価方針を作成する段階で確定する。

果については、①障害のある生徒の受ける学習の質と学習への意欲 ②スワジランドにおける包括的な教育の普及に対する貢献 ③女子生徒の就学意欲に寄与しているかを確認する¹¹。

- ・ 本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月制定）に掲げる大規模な道路セクターに該当し、住民移転、用地取得が発生する見込みとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを確認し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。
- ・ 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「小規模な現地企業の活用や、工期遅延防止のためのその財務・技術力等の情報収集」について明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・ なお、本事業は公平な社会参加から取り残されている人々をも含んだ包括的な教育の普及を目指した案件であり、最終受益者として、事業対象中学校の生徒が想定される。その中でも特に女性や障害者については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添7）も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平な裨益が発現されたか、既存資料および実施機関へのヒアリング、定性調査から確認できる範囲で検討すること。

（3）ローカルリソースの活用

業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員¹²を確保すること。

- 実施機関や JICA 事務所を含む関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
- 既存情報収集の支援
- サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
- 質問票の回収やインタビュー後のフォローアップ

（4）評価プロセスにおける発注者への確認

評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。各プロセスにおいては、機構内関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。また、英文で作成したものについては、発注者に提示する前にネイティブチェックを行うこと。

- 評価方針（和文）の確定（25 営業日）
- 事前事後比較表（和文）の確定（25 営業日）
- 評価報告書（和文）の最終確定（30 営業日）
- 評価報告書（英文）の確定（25 営業日）

¹¹ 事業目的を確認の上、定量的効果に関連し、より効果的な指標とそのデータの入手方法があれば、プロポーザルで提案すること

¹² 現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルにて提案してください。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましいと考えます。

(5) 発注者による様式等の提示

評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、発注者が提示する「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

第5条 調査の内容

(1) 調査対象実施機関に対する現地説明用資料の作成

対象案件ごとに事後評価調査の概要（現地調査計画を含む全体スケジュール、調査団の構成、案件概要）等を記載した実施機関向け資料（現地説明用資料（英文））を作成する。なお、当該資料には、機構の事後評価制度の概要を含むものとする。

(2) 評価方針の作成

対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。外部事後評価レファレンス（2022年度版）に基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理した評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る¹³。

(3) 質問票の作成

評価方針に基づき、対象案件ごとに調査対象実施機関及び関係者に対する質問票（英文）を作成する。質問票については、発注者から相手国調査対象実施機関に送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出すること。質問票は回答のしやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理（第1次現地調査）

上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて相手国関係機関）および JICA 事務所に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICA が提供する既存資料を用いて JICA の事後評価制度の概要を説明する。また、評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。また、発注者が事前に送付した質問票の回答を調査対象実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。なお、第1次現地調査の最後に JICA 事務所への報告を行うこと。

(5) 詳細分析

¹³ 評価部の確認に15営業日（通常3回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

エチオピア「品質・生産性向上(カイゼン)普及能力開発プロジェクト」／「品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト」(一体評価)について、DAC 評価 6 基準とは異なる視点で、ノンスコア項目の「適用・貢献」「付加価値・創造価値」という視点・特徴を踏まえ評価を行う。

なお、本業務においては、「第 4 条(3) ローカルリソースの利用」に含まれる業務を想定し、ローカルコンサルタント 8 日程度の配置を想定している。

【適応・貢献】

地方都市へのカイゼン普及に際し、プロジェクト関係者等が直面した課題と対応について客観的且つ主観的な観点から評価を行う。

エチオピア・カイゼン機構では、工業省などの本事業関係機関だけでなく、工業省傘下の産業開発研究所(Industrial Development Institutes: IDIs)や、商工会議所、高等教育機関等との連携がほぼ確立され、省庁間及び官民の連携体制が構築された。また、エチオピアの地方主要都市にカイゼン機構が設立される準備が進められ、首都だけでなく、地方都市においてもカイゼン普及のための組織体制構築が進展している。エチオピア・カイゼン機構は、エチオピア政府の高いコミットメントを得ながら、設立から 3 年足らずでエチオピアにおけるカイゼン普及を強力に推進する基盤を確立し、エチオピア・カイゼン機構による地方主要都市でのカイゼン機構設立の活動を推進してきた。

今後、アフリカでカイゼン普及を進める国においても、地方主要都市でのカイゼンの普及展開が課題になってくるが、エチオピアではいかに地方都市におけるカイゼン普及のための組織体制構築が進められたのか、組織体制においてうまく機能した点は何か、プロジェクトによる貢献は何だったか等、地方への普及を進める上での貢献要因や阻害要因を客観的・主観的双方の観点から整理し、他案件に活用できる教訓や提言を抽出する。

【付加価値・創造価値】

両事業は、クラスター事業戦略「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」(以下、「AKI」という。)が想定するシナリオに合致する事業である¹⁴。AKI では複層的な変化の理論(Theory of Change: TOC)を同クラスターのシナリオとして策定しているが、この中でシナリオ展開の第二段階として、以下の変化が生じるとの仮説を立てている。両事業においては、この第二段階に相当する変化が起こったものと考えられる。

【第二段階の変化】

- ① カイゼン・アプローチ普及組織内では、カイゼン・アプローチ普及人材の育成方法の改良や更なる育成の推進、カイゼン・アプローチ普及手法の改良、カイゼン・アプローチ普及企業のカイゼン・アプローチの質やカイゼン・アプローチ普及人材の品質管理のための認証(表彰)制度、モニタリング制度等、カイゼン・アプローチ普及のための組織体制の整備が進められる。
- ② 企業の目に見える変化を通じて政府はカイゼン・アプローチの重要性を認

¹⁴ クラスター事業戦略「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」は JICA のホームページ参照(参照先：https://www.jica.go.jp/activities/issues/private_sec/ku57pq00002cub2j-att/aki_strategy.pdf)

識し、政府内にカイゼン・アプローチ支援の素地が形成され、政策及び財政措置等の検討の契機となる。

- ③ その結果、カイゼン・アプローチ普及組織に対する人員や予算の確保、同アプローチ普及のための計画や政策立案がなされる。
- ④ カイゼン・アプローチ普及組織は、同アプローチの活動を継続し、実績を積み重ねることで社会的認知と産業界からの信頼を獲得し、企業内外のネットワークも維持・拡大していく。

本分析においては、次の三つの観点から検討を行う。

- ・第一に、AKI の TOC を踏まえながら、エチオピアにおける約 10 年に及ぶカイゼンに関連する取組を国別シナリオとして整理する。具体的には、受注者はエチオピア版の TOC を作成する。国別シナリオについては、必要に応じて事後評価報告書内で使用する。
- ・第二に、国別シナリオにおいて最も重要であると考えられる、両事業を通じて高度なカイゼン・サービスの提供を受けた企業においてカイゼンの実施前と比較して生産性が向上したか、という変化に着目し、カイゼン導入企業 10 社を対象としたヒアリングを実施する（少なくとも地方州から 1 企業を選択し、それ以外はアジスアベバ所在の企業を中心とする）。具体的には、カイゼン活動の状況、活動による成果（社員の行動変容等）、生産性の変遷について確認し、カイゼン活動を通じた変化がどの程度生じているか確認する。
- ・最後に、本事後評価を通じて得られた結果を土台として、一連の協力を実施したことにより、国別シナリオで想定した変化が仮説通りに発現しているのか分析を行い、クラスター事業戦略書に記載されているシナリオの修正点や改善点について提案を行う。提案内容については収集資料として提出し、事後評価報告書には記載しない。

なお、本項目に関して、6 基準に基づく評価判断に利用する場合は、評価部と確認の上で利用する。また、インタビューの議事録は収集資料として提出すること。

(6) 事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価

収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則 15 ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与する。併せて提言・教訓の方向性を検討する。事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。

(7) 暫定評価に係る実施機関との協議（第 2 次現地調査）¹⁵

(8) の暫定的な評価につき、調査対象実施機関と協議を行う¹⁶。なお、実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される相手国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき協議を行う。なお、第 2 次現地調査の最後に JICA 事務所に報告を行うこと。

¹⁵ 簡易型評価の場合には、第 2 次現地調査は実施しないため、本項に記載の協議については、必要に応じて遠隔にて実施する。

¹⁶ 暫定的な結果については、確定前の評価のため、情報の扱い方には十分に留意すること。

(8) 提言・教訓の検討

収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(9) 調査対象実施機関への評価結果概要フィードバック

上記(7)及び(8)を踏まえた評価結果概要について、実施機関、相手国関係機関、JICA 事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

(10) 追加情報の収集

上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(9)及び(10)の業務については、調査対象国へ渡航して実施することを想定する。

(11) 評価報告書¹⁷(案)の作成

上記(10)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則20ページ以内の評価報告書(案)(和文)を取りまとめ、発注者の承諾を得る¹⁸。和文の承諾後、評価報告書(案)(英文)を作成し、発注者の承諾を得る¹⁹。その後、英文について発注者が相手国調査対象実施機関等からのコメントを取り付け、そのコメントも踏まえ評価報告書(案)(和文・英文)を最終化し、発注者の承諾を得る。

(12) 教訓シートの作成

評価結果の確定内容を踏まえ、発注者が提示する雛型に基づき、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート(和文・英文)を作成する。

(13) 紛争影響国・地域の事業評価の手引きの活用提言ペーパー

上記第4条(1)エチオピア「品質・生産性向上(カイゼン)普及能力開発プロジェクト」「品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト」(一体評価)で活用した紛争影響国・地域の事業評価の手引きについて、当該事後評価案件の評価分析結果を踏まえ、今後の事業評価における手引きの活用について、以下の点を含めた提言(和文)を作成する。本文2ページ程度で、フォーマットは特に指定しないが、内容については、JICAと協議した上で作成する。

- 手引きを活用した評価において、特に情報収集や評価判断が難しいと思われた箇所
- 上記を踏まえて、手引きの更なる修正が必要と思われた箇所
- 今後の紛争影響国における手引き活用における提案

第6条 報告書及び提出物等

(1) 成果品

1) 評価報告書(和文・英文)

- ・ 詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む

¹⁷ 簡易型評価の場合は「評価報告書」を「評価結果票」に読み替えてください(結果票は原則10ページ以内)。

¹⁸ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。

¹⁹ 評価部の確認に10営業日、相手国実施機関等からのコメント取り付けに15営業日が必要です。

- ・簡易型の場合は評価結果票とする。また、要旨あるいは要約版を作成する場合は当該資料も含む。
- ・報告書の仕様は以下のとおりとする。最終報告書の記載方法等については、第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）配付資料／公開資料等を参照のこと。

提出様式：電子データ（PDF版・Word版：CD-ROM 3部）による提出。

提出期限：契約履行期限

（2）提出物

1）収集資料²⁰

- ① 一次データ（定量調査であれば、データ収集用の質問票・分析に用いたデータセット、定性調査であればインタビューの記録資料など（ノンスコア項目に係る詳細分析のインタビュー議事録（第5条（5）を参照）、）、一次データの処理・分析用ファイルを含めること。
- ② 現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真5枚程度（解析度300～350dpi）²¹

2）紛争影響国・地域の事業評価の手引きの活用提言ペーパー

3）教訓シート（第5条（12）参照）

提出様式：電子データ（CD-ROM 1部）による提出。

提出期限：上記（1）と同じ。

第7条 その他

（1）関係者との連絡

JICAとの連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時にJICAから実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が実施機関等相手国関係機関やJICA事務所に対する面談・会議の手配を行うこと。

（2）安全管理

現地業務に先立ち、JICAの国別安全対策情報をホームページ（利用者登録の上ID、パスワードを入手し閲覧）で必ず最新版を確認し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。当地の治安・新型コロナウイルス感染拡大状況については、在外公館およびJICA事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸

²⁰ 契約締結後に、別途打合簿にて、収集資料の内容を取り交わす。

²¹ 写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用します。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照してください。なお、当該案件が年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼します（JICAの原稿謝金基準に従い謝礼をお支払いします）。

機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

(3) 個人情報

本業務により作成される評価報告書等は、JICA のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICA の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取扱いとなる。

以上

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第4条(1)調査・分析の実施基準、脚注3
2	アウトカムの定量的効果の運用・効果指標の代替指標の設定について	第4条(2)3)ルワンダ：農業変革を通じた栄養改善のための分野別政策借款、脚注10
3	定量的効果に関する追加指標とそのデータの入手方法について	第4条(2)4)エスワティニ：包摂的な教育の推進のための中等学校建設計画、脚注11
4	現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第4条(3)ローカルリソースの活用、脚注12

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／プロジェクト評価 1
- プロジェクト評価 2
- プロジェクト評価 3

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.73 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／プロジェクト評価 1）】

- ① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：エチオピア、タンザニア、ルワンダ、エスワティニ及びその他アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：プロジェクト評価 2】

- ① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務
 - ② 対象国及び類似地域：エチオピア、タンザニア、ルワンダ、エスワティニ及びその他全途上国地域
 - ③ 語学能力：英語
- 【業務従事者：プロジェクト評価3】
- ① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務
 - ② 対象国及び類似地域：評価なし
 - ③ 語学能力：評価なし

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年9月～2024年11月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 11.88人月（現地：4.93人月、国内：6.95人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／プロジェクト評価1（2号）
- ② プロジェクト評価2（3号）
- ③ プロジェクト評価3（3号）
- ④ プロジェクト評価4

3) 渡航回数を目途 全8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料（全案件共通）

- 【ひな型】評価方針_事前事後比較表【スキーム別・和文】Ver.3
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・英文】Ver.3
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・和文】Ver.3
- 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 Ver.3
- 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス（2018年度改訂版）
- 紛争影響国・地域の事業評価の手引き（JICA 内部資料）（2022年版）

2) 配付資料（該当案件のみ）

- ・ルワンダ「農業変革を通じた栄養改善のための分野別政策借款」審査調書、PCR

上述2)については、JICA 評価部（jicaev@jica.go.jp）へ連絡し入手してください。
審査調書と PCR の受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

3) 公開資料

- ・ 事業事前評価表（全スキーム）
<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>（案件名で検索）
 事前評価表が未公表の場合は、以下よりご確認ください。
- ・ JICA 図書館にて公表されている報告書等²²
<https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>
 （案件名またはキーワードで検索）

4) その他関連資料

- ・ JICA 事業評価ガイドライン（第2版）
- ・ JICA 事業評価ハンドブック（Ver. 2.0）
- ・ 別冊【2023】外部事後評価レファレンス

[事業評価ガイドラインおよびハンドブック | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html)
[（https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html）](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html)（各リンク先よりダウンロード可能）

- ・ 事業評価年次報告書 2022
[事業評価年次報告書 2022 | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2022/index.html)
[（https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2022/index.html）](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2022/index.html)

（4）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（5）安全管理

【エチオピア】

<全般的な留意点>

<滞在中>

1) 行動規範

- ・ 常時事務所と連絡可能な体制を維持する
 （携帯電話の常時携帯に加え、メッセージ機能、アプリなど複数のコミュニケーション手段を確認する）。
- ・ 日没以降の外出は可能な限り控える。夜間および早朝の徒歩移動、都市間移動は禁止とする。
- ・ スリ等のリスクが高いため、日中であっても、徒歩での移動は最小限とする。

²² 無償資金協力の場合、準備調査報告書、基本設計調査報告書、事業化調査報告書等を検索することが可能。技術協力の場合、詳細計画策定調査、中間レビュー、終了時評価報告書等を検索することが可能。いずれも、一部の案件でのみ実施されている調査種別もあり、また、報告書が公表されていない案件も一部あります。

- ・ 公用車やレンタカー等、信頼できる移動手段を確保する。
- ・ 外出する際は、事前に周囲の状況や最新の治安情勢を十分確認し、ID を携行する。
- ・ 事務所により安全が確認された宿舎に宿泊する。

2) 一般犯罪

- ・ スリ、ひったくりに注意する。
- ・ 徒歩移動の場合は車道側にカバンをかけない、不必要な貴重品は持ち歩かない。
- ・ 過去の事案発地点や高リスクエリアを事前に確認し、通過・立ち入りを避ける。

3) 反政府デモ、暴動

- ・ 群集等・デモ・集会の発生しやすい場所（広場、宗教施設等）を確認しておくと共に、滞在中は情報収集に努め、予期される個所の通過を避ける。
- ・ 集会や交通規制の発生に応じて事務所から自宅待機等の安全対策指示があれば、それに従う。
- ・ 集会等が発生している地域の通過・立ち入りは不可、外出時に道路封鎖を見かけたら回避する。
- ・ 投石に備えて車両の窓に飛散防止フィルムを設置する。

4) 有事の備え

- ・ ストライキ・外出禁止令等に備えた対応（1週間分の食料、水などの備蓄）や退避経路を事前に確認する。
- ・ 車両には燃料を満量にしておく。停電への備えを行う。

※事件・事故が発生またはリスクを察知した際には、休日・夜間を問わず、速やかに JICA 事務所安全管理担当へ連絡する。

5) その他

- ・ 政治、宗教に関する不用意な発言は慎む。

【タンザニア】

<全般的な留意点>

<滞在中>

ア 行動規範

(ア) 原則 23 時から翌日 5 時の間は一切の移動は禁止（車両での市内移動を含む）。

注：ダルエスサラームおよびザンジバルの市内～空港間は市内移動と見なす

(イ) 日没後、日の出前の都市間幹線道路の移動は禁止。

以下の空港及び市の移動は都市間幹線道路と見なす。

- ・ アルーシャ市及びモシ市～キリマンジャロ空港間。

- ・ ムベヤ市及びムベヤ・ソングウェ州境以西とソングウェ（ムベヤ）空港間。

注：都市間を陸路で移動する場合には、18 時まで当日の最終目的地（都市又は空港）に到着できる日程を計画すること。

(ウ) 夜間（日没後、日の出前）の歩行や自転車での移動は禁止。

(エ) 歩行時に荷物をたすき掛けしないこと（ひったくり被害時の怪我防止）。

イ 安全な宿舎の手配

(ア) ダルエスサラーム市内では、Kariakoo 地区での宿泊を原則認められない。

(イ) 貴重品の管理に十分注意すること。

ウ 通信手段 携帯電話の常時携行（緊急時の連絡用）。

エ 移動手段

(ア) バイクタクシー、長距離バス、ミニバス（ダラダラ）の利用禁止（ただし、長距離バス、ミニバス（ダラダラ）に限り、当地派遣の協力隊は除く。安全対策マニュアル参照）。三輪タクシー（バジャジ）の利用は極力避けること。

(イ) 日中でも人通りの少ない道の歩行は控え、出来る限り車で移動すること。

- (ウ) 三輪タクシー（バジャジ）は極力利用しないこと。
- (エ) 流しの無登録タクシーには乗らないこと。
- (オ) ザンジバルへのフェリーを利用する場合
 - ・ AZAM MARINE 社の高速フェリーを利用すること。
注：AZAM MARINE 社は信頼性が高いと言われている。
 - ・ 一般犯罪や水難事故時の対応の観点より上級船室の利用を推奨。
 - ・ 乗船後は非常口と救命胴衣の場所を確認すること。
 - ・ 高波など悪天候（午後が多い）時には上船しないこと。

オ 空港利用

- (ア) 空港の滞在時間は最小限とし、空港で夜を過ごすことは原則認められない
- (イ) トランジットでは極力空港外には出ないこと（空港周辺では凶悪犯罪が発生しているため、強く推奨）。
- (ウ) 特に置き引きに注意すること。

カ その他

- (ア) 政治や宗教に関する言動には特に注意すること。
- (イ) 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とすること。テロの標的となりやすい場所、治安当局施設、駅、バスターミナル、宗教関連施設、大規模行事開催施設、欧米関連施設、デモや集会、統合型リゾート、大型ショッピングモール及びスーパーマーケット、飲食店、バー、観光スポット、市場等
- (ウ) 騒乱やデモを見た場合は、速やかにその場所から立ち去り、JICA 事務所に連絡すること。

【ルワンダ】

<全般的な留意点>

1) 行動規制

- ・ キガリ市内の次の地域は夜間立入禁止とする。
 - ① ローカルマーケット（キミロンコ/Kimironko、ニヤミランボ/Nyamirambo 他）
 - ② 長距離バスターミナル付近（ニヤブゴゴ/Nyabugogo 他）
 - ③ Avenue de Commerce（タウン地区西側、Kigali City Tower から Isoko マーケットの間）
 - ④ ニヤミランボ（Nyamirambo）
 - ⑤ キミサガラ（Kimisagara）
- ・ キガリ市内の次の地域は夜間の徒歩移動禁止とする。
 - ① ポワルー（Poid Lourd: Car Wash・One Love・Sawa City 近辺）
 - ② キミフルラ（Kimi hurura）の未舗装地区

（留意事項）

- ・ 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする。
- ・ 「目立たない」「行動を予知されない」「用心を怠らない」ようにする。日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。
- ・ 「ジェノサイド」「ツチ」「フツ」といった話題・言葉を避ける。
- ・ 「テロ対策マニュアル」の遵守

2) 安全な宿舎の手配

- ・キガリ市では夜間立入禁止地域の宿舎は避ける。

3) 通信手段

- ・貸与通信機材（携帯電話、衛星携帯電話）は充電の上、利用可能な状態に維持しておく。

4) 移動手段

- ・「タクシーモト」の利用は禁止する。
- ・都市間の移動は、6時から18時までとし、日没後の移動は行わない。
- ・車両等即時退避可能な移動手段を確保する。
- ・長距離バスは「Express」の利用を勧める。
- ・長距離バス移動時は車両状況や運転手の様子を確認し、安全が確保されるよう留意する。

5) 空港利用

- ・出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とする。

【エスワティニ】

<全般的な留意点>

1) 行動規制

- ・パスポート（あるいはパスポートコピー）、IDカード（長期滞在者のみ）の常時携帯
- ・日没前後からの徒歩での外出は避ける。
- ・早朝、夕方、及び夜間の不要不急の外出はしない。
- ・夜間の公共交通（タクシー、バス）および自家用車による長距離の移動は避け、日没前までに目的地に到着するよう余裕を持った移動計画とする。
- ・万が一、強盗被害に遭った場合、絶対に抵抗しない。
- ・デモ・騒乱・群衆などには絶対に近づかない。デモ等が予定されている場合は外出を控え、事務所に連絡を取る。
- ・単独行動は極力避ける。
- ・騒乱が発生した場合は無理に避難せずに鎮静化するまで安全な場所で待機する。
- ・米国、英国関係機関、宗教関連施設等は、可能な限り近づかない。
- ・大きな事件発生のニュースを聞いた際は、自ら事務所等に安否を連絡する。

2) 安全な宿舎の手配

- ・宿泊先は原則として、宿泊実績のあるホテルとすること。それ以外に宿泊する必要がある場合は、必ず事務所の事前承認を得ること。

3) 通信手段

- ・携帯電話を携帯し、緊急連絡先は常に携帯しておく。

4) 移動手段

- ・車を自分で運転ないし運転手を利用する場合は、カージャックに留意する。
万が一カージャックに遭遇したら、無抵抗に徹する。
- ・交通安全のため、必ずシートベルトを装着し、危険な状況下（夜間の長距離、悪天候、悪路）での運転を避け、自分の運転技術・能力を過信しない。
- ・走行中、路上の障害物や体調不良の人を見かけても、カージャックを狙ったおびき寄せ行為である可能性があることから、むやみに停車し、車外に出て対応しようとせず、安全が確保された場所まで移動してから必要に応じて警察に連絡すること。

5) 空港利用

- ・出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とする。

6) その他

- ・南アフリカ、モザンビークとの国境地帯では、車両強盗、武装強盗、麻薬犯罪等が発生しているため、不要な立ち寄りには避ける。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

64,199,000円（税抜）

なお、定額計上は該当しません。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

5) 上限額を超える別提案に関する経費

6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

本件では、定額計上はありません。

(5) 見積価格について、
各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【エチオピア】

東京⇒インチョン⇒アジスアベバ（エチオピア航空）

東京⇒ドバイ⇒アジスアベバ（エミレーツ航空）

【タンザニア】

東京⇒ドバイ⇒ダルエルサラーム（エミレーツ航空）

東京⇒ドーハ⇒ダルエルサラーム（カタール航空）

【ルワンダ】

東京⇒インチョン⇒アジスアベバ⇒キガリ（エチオピア航空）

東京⇒ドバイ⇒アジスアベバ⇒キガリ（エミレーツ航空）

【エスワティニ】

東京⇒ドバイ⇒ヨハネスブルグ⇒ムババネ（エアリンク、エミレーツ航空）

東京⇒チューリッヒ⇒ヨハネスブルグ⇒ムババネ（エアリンク、スイスインターナショナルエアラインズ）

東京⇒フランクフルト⇒ヨハネスブルグ⇒ムババネ（エアリンク、ルフトハンザドイツ航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙 2 : プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20	
(3) 要員計画等の妥当性	10	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(20)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/プロジェクト評価1</u>	(20)	(-)
ア) 類似業務の経験	8	-
イ) 対象国・地域での業務経験	2	-
ウ) 語学力	2	-
エ) 業務主任者等としての経験	6	-
オ) その他学位、資格等	2	-
② 副業務主任者の経験・能力:	(-)	(-)
ア) 類似業務の経験	-	-
イ) 対象国・地域での業務経験	-	-
ウ) 語学力	-	-
エ) 業務主任者等としての経験	-	-
オ) その他学位、資格等	-	-
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(-)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	-
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>プロジェクト評価2</u>	(14)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	4	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	
(3) 業務従事者の経験・能力: <u>プロジェクト評価3</u>	(6)	
ア) 類似業務の経験	3	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	

エ) その他学位、資格等	3
--------------	---

